

所管部課	教育部教育総務課		部長	田口 茂夫	
件名	東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を				
	改正する訓令について	区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学校の管理運営に関する規則			
	部課機関	教育部教育指導課			
<p>1. 要 旨</p> <p>学校教育法等の改正により、令和8年4月1日から、学校に置くことができる職として、新たに「主務教諭」の職が設置されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第2条第1項の、学校長への委任事項に係る規定中、「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 総務課において審査済み。</p> <p>(2) 令和8年3月26日 令和8年第3回東大和市教育委員会定例会で承認済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正に伴う事務を進める。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					